



児童手当の制度改正について

～令和4年6月から制度が一部変更になりました～

現在、児童を養育している方で、所得が下記表の①以上②未満の場合は、特例給付（児童1人あたり一律5,000円）を支給しております。

しかし、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合は、特例給付が支給されなくなります。

※特例給付が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要になりますので、ご注意ください。

| 扶養親族の数 ()内は例 | ① 所得制限限度額 | | ② 所得上限限度額 | |
|-----------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の目安 (万円) | 所得額 (万円) | 収入額の目安 (万円) |
| 0人 (前年度末に児童が生まれていない等) | 622 | 833.3 | 858 | 1,071 |
| 1人 (児童1人の場合等) | 660 | 875.6 | 896 | 1,124 |
| 2人 (児童1人+年収130万円以下の配偶者等) | 698 | 917.8 | 934 | 1,162 |
| 3人 (児童2人+年収130万円以下の配偶者等) | 736 | 960 | 972 | 1,200 |
| 4人 (児童3人+年収130万円以下の配偶者等) | 774 | 1,002 | 1,010 | 1,238 |
| 5人 (児童4人+年収130万円以下の配偶者等) | 812 | 1,040 | 1,048 | 1,276 |

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

■ 問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

令和4年度 八峰町20歳を祝う会 ～55名が20歳になりました～



8月14日、峰栄館で令和4年度八峰町20歳を祝う会（旧成人式）が行われ、対象者55名のうち、式典には42名が出席しました。

式典では、中学校時代の恩師による点呼に続き、日沼副町長が、「これからの時代を背負っていくのは、皆様を始めとする若い世代の方々です。これまでの良き思い出を心の糧とし、新たな出会いを大切に、努力を惜しまず、今よりも一回りも二回りも成長してください」と激励しました。

その後、20歳を代表して山内優真さんと白鳥わかかなさんに副町長から記念品が手渡されたほか、20歳の誓いでは佐々木崇斗さんが「選択の自由が増えた今、私たちは一つひとつの行動に責任を持ち、社会の一員であるという自覚を持って生活していかなければいけない」、堀江優風さんは「それぞれの夢や目標に向かって確かな足取りで踏み出していきけるよう精進していきたい」と力強く決意を述べました。

式典終了後は、峰神太鼓による和太鼓演奏、記念写真撮影が行われ、最後にA組、B組に分かれてホームルームを開き、それぞれの近況報告や、思い出話で盛り上がりました。

介護タクシー

ニコニコケアタクシー

☎090-2366-2525

(ゼロキュウゼロ・ニサンがロクロク・ニコニコ)

歩行困難な方、体調のすぐれない方、病院、買い物、日常生活のお出かけにご利用ください。町内送迎大歓迎。お電話お待ちしております。

日記

水沢町内から車いすの奥様とご主人を乗せ、八峰診療所まで送迎しました。

「妻を先生に診てもらうことが出来て本当に良かった。短い距離なのに送迎してくれて、どうも、どうも。」と何度も感謝され乗車料金をいただきました。

こんなに感謝されるとは、お役に立ててうれしい限りです。これからも健康でお過ごしください。